

平成24年12月 東京電力株式会社

『就労実態に関するアンケート』に関する結果および今後の対策案について

【実施内容・実施方法】

- ＜対象取引先＞詳細は右記のとおり
 - ・災害復旧安全推進連絡会加盟の元請30社のうち、現在現場作業のない3社を除いた27社の下請会社作業員の方を対象に実施
- ＜実施方法＞
 - ・対象の元請会社を通じて下請会社へ配布・回収
 - ・実施にあたっては、作業員の方が安心して実態をお書きいただけるように、シール付きの封筒とセットで配布し、密封しての回収とした

【実施規模】

配布枚数 3974枚
 回収枚数 3186枚
 回収率 80.2%

【実施時期】

平成24年 9月20日 配布開始
 平成24年10月18日 回収完了

【実施対象取引先】

※下記取引先の下請会社の作業員の方を対象に実施

- ＜プラントメーカー＞
 - ・東芝
- ＜建設会社＞
 - ・大成建設
 - ・五洋建設
 - ・竹中工務店
 - ・熊谷組
- ＜東京電力グループ＞
 - ・関電工
 - ・東京エネクス
 - ＜上記以外の会社＞
 - ・中里工務店
 - ・太平電業
 - ・新日本空調
 - ・芝工業
 - ・東双不動産管理
 - ・倉伸
 - ・阪和
- ・東電工業
- ・東電環境エンジニアリング
- ・アトックス
- ・片岡建設
- ・宇窓
- ・日本原子力防護システム
- ・東京防災設備
- ・ウツエバルブサービス

(計27社)

アンケート項目・結果		今後の対応策																																	
<p>問1. あなたは、労働条件や賃金、作業の安全等について誰かに相談したいことがありますか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>カテゴリ</th> <th>n</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ある</td> <td>718</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ない</td> <td>2439</td> <td>76.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無回答</td> <td>29</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体</td> <td>3186</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>				No.	カテゴリ	n	%	1	ある	718	22.5	2	ない	2439	76.6		無回答	29	0.9		全体	3186	100.0												
No.	カテゴリ	n	%																																
1	ある	718	22.5																																
2	ない	2439	76.6																																
	無回答	29	0.9																																
	全体	3186	100.0																																
<p>問1-1. (問1で「ある」と答えた方にお聞きします) 誰に相談したいと思いますか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>カテゴリ</th> <th>n</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東京電力に相談したい</td> <td>183</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東京電力以外の窓口に相談したい</td> <td>133</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>相談したいことはあるが、相談できない</td> <td>218</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他</td> <td>144</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無回答</td> <td>40</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非該当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体</td> <td>718</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>				No.	カテゴリ	n	%	1	東京電力に相談したい	183	25.5	2	東京電力以外の窓口に相談したい	133	18.5	3	相談したいことはあるが、相談できない	218	30.4	4	その他	144	20.1		無回答	40	5.6		非該当				全体	718	100.0
No.	カテゴリ	n	%																																
1	東京電力に相談したい	183	25.5																																
2	東京電力以外の窓口に相談したい	133	18.5																																
3	相談したいことはあるが、相談できない	218	30.4																																
4	その他	144	20.1																																
	無回答	40	5.6																																
	非該当																																		
	全体	718	100.0																																
<p>問2. 東京電力では、専用電話による「労働条件・労働安全などに関する相談窓口」を設けていますが、ご存じですか？</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>カテゴリ</th> <th>n</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>知っている</td> <td>1211</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>知らない</td> <td>1943</td> <td>61.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無回答</td> <td>32</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全体</td> <td>3186</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>				No.	カテゴリ	n	%	1	知っている	1211	38.0	2	知らない	1943	61.0		無回答	32	1.0		全体	3186	100.0												
No.	カテゴリ	n	%																																
1	知っている	1211	38.0																																
2	知らない	1943	61.0																																
	無回答	32	1.0																																
	全体	3186	100.0																																
<p>●相談窓口PRの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知度UPのための工夫 <ul style="list-style-type: none"> →ポスターのリニューアル、掲示場所の工夫・増やす、持ち帰りできるポスターの縮小版の配布 等 ・相談しやすさのため工夫 <ul style="list-style-type: none"> →個人情報等の秘密の遵守、いずれの窓口も無料であることを周知 																																			

【相談窓口】について

アンケート項目・結果

今後の対応策

問3. あなたの職種を教えてください

No.	カテゴリ名	n	%
1	管理員	719	22.6
2	作業員	2423	76.1
	無回答	44	1.4
	全体	3186	100.0

問3-1. (問3で<②作業員>と答えただ方にお聞きます)

『現場で、あなたに作業を指示している会社』と『あなたに給料を支給している会社』は同じですか?

No.	カテゴリ名	n	%
1	同じ	1173	48.4
2	違う	1160	47.9
3	分からない	51	2.1
	無回答	39	1.6
	非該当	763	
	全体	2423	100.0

問3-2. (問3で<②作業員>と答えただ方にお聞きます)
あなた(仮にA社の社員とします。)は、次のようなことを言われたり、強要されたことがありますか? (複数回答可)

No.	カテゴリ名	n	%
1	東電や元請から聞かれたらB社の社員だと言え	70	2.9
2	東電や元請に提出する書類には所属をB社と書け	125	5.2
3	現場に行ったらB社の監督の指示とおりに働け	158	6.5
4	①~③のいずれでもない	1967	81.2
	無回答	182	7.5
	非該当	763	
	全体	2423	100.0

問4. 「違法派遣」や「偽装請負」について知っていることを教えてください。

No.	カテゴリ名	n	%
1	知っている、自分・同僚が違法・偽装派遣ではないかと思う	66	2.1
2	知っているが、自分には関係ないと思う	644	20.2
3	聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	1112	34.9
4	なにも知らない	1272	39.9
	無回答	92	2.9
	全体	3186	100.0

〔労働環境・労働条件〕について（偽装請負等の労働実態）

●【作業員】（事業主）の方を対象にした対策

- ①結果のフィードバック
・結果のまとめを、Jヴィレッジや1F免震棟に掲示するなどして、フィードバック
・より多くの方に知っていただく必要があると思われる違法派遣や偽装請負、労働条件の書面での明示といった点に関する解説も掲示
- ②啓発活動の実施
・厚生労働省の御協力をいただき、違法派遣や偽装請負、労働条件の書面での明示等、労働条件全般に関する講習会を実施
・新たに福島第一原子力発電所での作業に従事される方には、新規入所研修のカリキュラムにこれらの内容盛り込む
・ポスターの掲示等、様々な方法でお知らせを実施

●【元請会社】を対象にした対策

- ①元請会社に対して、取り組みの強化を要請
・本アンケート結果のフィードバックをもって、改めて継続的な取り組みと対策の強化をお願いする
- ②元請会社と共に対策を検討し、協働で実施していく
・元請と共に対策を検討し、協働で実施していく
- ③元請会社の取り組みについて実態と有効性を調査
・元請会社の雇用関係、未次下請までの施工体制がしっかりと確認でき、体制が構築され、有効に機能しているかについて調査を行う

アンケート項目・結果

問5. あなたが雇われる際、労働条件（仕事の内容、作業する場所、賃金や手当など）は明示されましたか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	書面で明示されていた	1741	54.6
2	書面はないが、口頭説明を受けた	948	29.8
3	書面もなく、説明もなかった	198	6.2
4	その他	222	7.0
	無回答	77	2.4
	全体	3186	100.0

問5-1. 「問5で①書面で明示されていた」又は②口頭説明を受けた」と答えた方にお聞きします
 あなたが現在の労働実態は、雇われる際の労働条件と同じですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	同じ、又は、だいたい同じ	2233	83.0
2	ときどき違うことがある（→下記★へ）	248	9.2
3	違うことが多い（→下記☆へ）	88	3.3
	無回答	120	4.5
	非該当	497	
	全体	2689	100.0

★ ときどき違うことがある
 →違う内容（複数回答可） □賃金 □作業内容 □作業場所 □その他

No.	カテゴリ名	n	%
1	賃金	108	43.5
2	作業内容	92	37.1
3	作業場所	55	22.2
4	その他	32	12.9
	無回答	55	22.2
	非該当	2938	
	全体	248	100.0

☆ 違うことが多い
 →違う内容（複数回答可） □賃金 □作業内容 □作業場所 □その他

No.	カテゴリ名	n	%
1	賃金	48	54.5
2	作業内容	33	37.5
3	作業場所	22	25.0
4	その他	18	20.5
	無回答	17	19.3
	非該当	3098	
	全体	88	100.0

【労働環境・労働条件】について（労働条件の明示と実態等）

今後の対応策

上記機装請負等への対策案に共通

- 【作業員】（事業主）の方を対象にした対策
 - ①結果のフィードバック
 - ②啓発活動の実施
- 【元請会社】を対象にした対策
 - ①元請会社に対して、取組の強化を要請
 - ②元請会社と共に対策を検討
 - ③元請会社の取組の組みについて実態と有効性を調査

アンケート項目・結果

今後の対応策

問6. あなたの賞金は震災以降変わりましたか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	増えた	813	25.5
2	変わらない	1533	48.1
3	減った	750	23.5
	無回答	90	2.8
	全体	3186	100.0

問7. あなたの賞金は、時給になるといくらですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	時給645円未満	36	1.1
2	時給645円以上658円未満	31	1.0
3	時給658円以上837円未満	90	2.8
4	時給837円以上	2287	71.8
5	分からない	676	21.2
	無回答	66	2.1
	全体	3186	100.0

問8. 現在のあなたの賞金には、福島第一原子力発電所での作業に対する特別手当（働きの高さや特別な業務等に対する手当等）が加算されていますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	加算されている	1630	51.2
2	加算されていない	1023	32.1
3	加算されているかどうか分からない	474	14.9
	無回答	59	1.9
	全体	3186	100.0

問8-1. (問8で①加算されている>と答えた方にお聞きします)

何パーセント程度割増されていますか？

(割増率は何%ですか？例：100が120になった場合は20%増)

No.	カテゴリ名	n	%
1	1~20%増	555	34.0
2	21~40%増	200	12.3
3	41~60%増	90	5.5
4	61~80%増	33	2.0
5	81~100%増	51	3.1
6	101~150%増	19	1.2
7	151~200%増	39	2.4
8	201%以上	44	2.7
9	分からない	425	26.1
10	答えたくない	135	8.3
	無回答	39	2.4
	非該当	1556	
	全体	1630	100.0

- 就労環境全般を、適正なものにしていく
- ・ 当社および元請会社は、就労環境全般が適正なものとなるよう前記の対策を継続的に実施する

問9. 震災当時にお住まいの地域はどちらですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	浜通り	2024	63.5
2	浜通り以外の福島県内	151	4.7
3	福島県外	964	30.3
	無回答	47	1.5
	全体	3186	100.0

問10. 震災当時の就労先について教えてください。

No.	カテゴリ名	n	%
1	福島第一原子力発電所	1451	45.5
2	福島第二原子力発電所	182	5.7
3	柏崎刈羽原子力発電所	106	3.3
4	東京電力以外の原子力発電所	266	8.3
5	原子力発電所以外	996	31.3
	無回答	185	5.8
	全体	3186	100.0

問11. あなたが雇われている会社はどちらですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	7ラトメール又は、その協力企業	503	15.8
2	建設会社又は、その協力企業	605	19.0
3	東京電力グループ会社又は、その協力企業	990	31.1
4	上記①～③以外の会社	997	31.3
5	分からない	31	1.0
	無回答	60	1.9
	全体	3186	100.0

問12. あなたが雇われている会社は、東京電力と契約している元請会社から数えて何社目(回次下請会社)にあたりますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	1～4社目	2816	88.4
2	5～8社目	104	3.3
3	9社目以上	4	0.1
4	分からない	173	5.4
	無回答	89	2.8
	全体	3186	100.0

問13. あなたは、これまでの主な作業内容を教えてください(複数回答可)

No.	カテゴリ名	n	%
1	事務、放射線管理	631	19.8
2	冷却設備運転管理	38	1.2
3	水処理設備運転管理	300	9.4
4	電気通信設備運転管理	93	2.9
5	それ以外の設備保守・管理	448	14.1
6	設備の据付工事や設置	665	20.9
7	原子炉建屋内作業	495	15.5
8	建物内除染	159	5.0
9	建物外除染	140	4.4
10	土木・建築工事	722	22.7
11	かねて備蓄・保管	247	7.8
12	その他	483	15.2
	無回答	100	3.1
	全体	3186	100.0

- 下請構造の把握
- ・経営管理システムによる、作業員とその雇用会社のDB管理、工事ごとの施工体制表の確認を継続実施し、極度に階層の深い会社があれば、請負業務内容等について確認していく。

問14. あなたの今日（又は昨日）の実績はばく贖量を教えてください

No.	カテゴリ名	n	%
1	□□□□mSv（=知っている）	2527	79.3
2	分からない	481	15.1
	無回答	178	5.6
	全体	3186	100.0

※ばく贖量の分布

No.	カテゴリ名	n	%
1	0~1mSv未満	2406	95.2
2	1~2mSv未満	54	2.1
3	2~3mSv未満	13	0.5
4	3~3.06mSv以下	2	0.1
5	3.06mSv超	53	2.1
	無回答	0	0.0
	非該当	659	
	全体	2527	100.0

項目	改善要求事項・意見	改善の方向性	実施時期
賃金・手当関連	<p>手当の支給(増額)して欲しい。</p> <p>賃金が下がったので増額して欲しい。</p> <p>賃金あるいは元請が払っている手当を教えてください。</p> <p>東電あるいは元請から手当を直接支給して欲しい。</p> <p>会社間での手当・待遇の違いを是正して欲しい。</p>	<p>賃金や手当の額や支払いにつきましては、作業員の皆さまと雇用主さまとの契約に基づき、当社といたしましては、適切な労働契約と、適正な賃金の支払いが行われるよう、元請会社さまを通じて、引き続きお願いをしております。</p> <p>また、当社としても元請会社さまの対策がしっかりと行われているか定期的に調査を実施してまいります。</p> <p>また、検診費用の個人負担や違法派遣・偽装請負について、雇用主さま及び作業員の皆様によりやりやすい環境づくりや講習会を開き、適切な労働契約等の周知をさせていただきます。</p> <p>今後とも同様の事例が再びご自身では解決が難しい場合、労働条件全般に関する相談窓口を設置いたしますので、是非ご活用いただきたいと思います。</p> <p>ご相談内容を含め、作業員の方ご自身の秘密は必ず守ります。</p> <p>○労働条件等に関するご相談 ■当社にご相談したい場合 担当：東京電力総務部 (受付時間：8:00～18:00 土日、祝日を含む)</p> <p>■当社以外の第三者にご相談したい場合 福島第一原子力株式会社相談窓口 担当：鈴木 正勇 弁護士(濱田法律事務所) (受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:30) ※相談者の許可がない限り、氏名及び連絡先等の相談者が特定される事項は、当社に対して告知しないことになっておりますので、ご安心下さい。</p> <p>■行先にご相談したい場合 福島労働局長官労働相談コーナー 電話：024-536-4600 (受付時間：平日 9:00～18:00)</p> <p>労働時間等相談センター 一般電話用 0120-08-1744 ※携帯電話からは利用できません 携帯電話用 0570-08-1744 ※電話番号がかかります (受付時間：平日 14:00～20:00) (受付時間：土曜 13:00～18:00)</p>	継続
違法派遣・偽装請負	<p>21名の方から健康診断費用を個人負担しているとの回答を頂いた。</p>	<p>元請・所屬会社の対応に不満があるのでは、政府の原子力災害対策本部の通知(H23.9.16)により、13000cpmを基準として実施することが定められています。</p> <p>※(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等に係る電源施設閉鎖管理防止規制)</p>	継続
健康・雇用の安定性	<p>業務に比べ仕事が減っている不安定な状況で改善して欲しい。</p> <p>競争入札により仕事の安定性がなくなり、地元雇用にも影響が出ているので改善して欲しい。</p> <p>業務が増えたことで、継続して仕事があるのか不安。</p> <p>通勤時間に加え、作業時間の長期化や拘束時間が長く改善して欲しい。</p>	<p>作業員の皆さまのお仕事は安定し、今後も安心して業務に従事していただける環境を整えていくことは、当社としても非常に重要な課題と認識しております。</p> <p>また、当社としても元請会社さまの対策がしっかりと行われているか定期的に調査を実施してまいります。</p> <p>また、検診費用の個人負担や違法派遣・偽装請負について、雇用主さま及び作業員の皆様によりやりやすい環境づくりや講習会を開き、適切な労働契約等の周知をさせていただきます。</p> <p>今後とも同様の事例が再びご自身では解決が難しい場合、労働条件全般に関する相談窓口を設置いたしますので、是非ご活用いただきたいと思います。</p> <p>ご相談内容を含め、作業員の方ご自身の秘密は必ず守ります。</p> <p>○労働条件等に関するご相談 ■当社にご相談したい場合 担当：東京電力総務部 (受付時間：8:00～18:00 土日、祝日を含む)</p> <p>■当社以外の第三者にご相談したい場合 福島第一原子力株式会社相談窓口 担当：鈴木 正勇 弁護士(濱田法律事務所) (受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:30) ※相談者の許可がない限り、氏名及び連絡先等の相談者が特定される事項は、当社に対して告知しないことになっておりますので、ご安心下さい。</p> <p>■行先にご相談したい場合 福島労働局長官労働相談コーナー 電話：024-536-4600 (受付時間：平日 9:00～18:00)</p> <p>労働時間等相談センター 一般電話用 0120-08-1744 ※携帯電話からは利用できません 携帯電話用 0570-08-1744 ※電話番号がかかります (受付時間：平日 14:00～20:00) (受付時間：土曜 13:00～18:00)</p>	継続
労働時間	<p>元請・所屬会社の対応に不満があるのでは、政府の原子力災害対策本部の通知(H23.9.16)により、13000cpmを基準として実施することが定められています。</p> <p>※(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等に係る電源施設閉鎖管理防止規制)</p>	<p>上記記載の通り、労働条件等に関する相談窓口を設置しておりますので、是非ご活用いただきたいと思います。</p> <p>○労働条件等に関するご相談 ■当社にご相談したい場合 担当：東京電力総務部 (受付時間：8:00～18:00 土日、祝日を含む)</p> <p>■当社以外の第三者にご相談したい場合 福島第一原子力株式会社相談窓口 担当：鈴木 正勇 弁護士(濱田法律事務所) (受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:30) ※相談者の許可がない限り、氏名及び連絡先等の相談者が特定される事項は、当社に対して告知しないことになっておりますので、ご安心下さい。</p> <p>■行先にご相談したい場合 福島労働局長官労働相談コーナー 電話：024-536-4600 (受付時間：平日 9:00～18:00)</p> <p>労働時間等相談センター 一般電話用 0120-08-1744 ※携帯電話からは利用できません 携帯電話用 0570-08-1744 ※電話番号がかかります (受付時間：平日 14:00～20:00) (受付時間：土曜 13:00～18:00)</p>	継続
その他	<p>スクリーニング時間を短くして欲しい</p> <p>スクリーニング方法はスクリーニングの時間帯に制限があることから待機時間が増えてしまつたので、制限を見直しして欲しい。</p> <p>スクリーニングの方法をもっと簡素なものにして欲しい。</p>	<p>スクリーニングの待ち時間については、工事車両優先レーンの設定、レーンの増設等を実施し、継続的改善を図っております。至近の取り組みとしては、10月22日以降、レーンの増設及びびつを大型車両用として優先的に使用し、工事車両が待つ際には乗用車用として使用を開始しました。また、朝のピーク時の人員増強も行っており、最近の待ち時間(平均)は、大型車(バス、生コン車、タンク)で10～20分程度、乗用車で20～30分程度となっております。今後継続的に待ち時間短縮の検討を進めてまいります。</p> <p>スクリーニングの待ち時間については、工事車両優先レーンの設定、レーンの増設等を実施し、継続的改善を図っております。至近の取り組みとしては、10月22日以降、レーンの増設及びびつを大型車両用として優先的に使用し、工事車両が待つ際には乗用車用として使用を開始しました。また、朝のピーク時の人員増強も行っており、最近の待ち時間(平均)は、大型車(バス、生コン車、タンク)で10～20分程度、乗用車で20～30分程度となっております。今後継続的に待ち時間短縮の検討を進めてまいります。</p> <p>スクリーニングの方法をもっと簡素なものにして欲しい。</p>	継続
スクリーニング関連	<p>スクリーニングの方法をもっと簡素なものにして欲しい。</p> <p>スクリーニングの方法をもっと簡素なものにして欲しい。</p>	<p>スクリーニングの方法をもっと簡素なものにして欲しい。</p> <p>スクリーニングの方法をもっと簡素なものにして欲しい。</p>	継続

改善要望事項-改善の方向性・実施時期

項目	改善要望事項・要望	改善の方向性	実施時期
放射線管理 現場環境	放射線測定器の劣化を拡大して欲しい (全面マスクなどで作業を実施したい)	空気中放射線物質濃度などのデータ採取・評価を十分行った上で、全面(半面)マスクや不織布かベアロー着用が必要のないエリアを設定し、作業員の負担軽減、作業性向上を図っています。至近では、入退域管理施設建設地を全面(半面)マスク着用が必要のないエリアに設定しました(11/19～)。また、1～4号機及び5号機の周辺建屋の空気中ヨウ素131濃度が、全面マスク着用基準を下分下回っていることから、PCVガス管理システムによる放射線物質濃度の監視、建屋内部へのチャコールフィルターの設備により、被ばく管理の方針を期した上で、当該建屋内部作業(1～3号機原子炉建屋内部の一部を除く)をチャコールフィルタより吸気抵抗が小さく経量なダストフィルタ装着マスクで作業できるように12月中に運用開始予定です(1～4号機及びその周辺建屋内部を除く作業、屋外作業は3/1から運用中)。	継続
	下着等装備品の洗濯をきちんと実施して欲しい	本年8月より、下着、帽子の洗濯処理を開始し、破損、汚れ等の目視確認も併せて行っており、裾が汚れたり破損のないものをお使いいただけるとように対応しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	-
	現場用の靴が汚れている物が多いので新しい物にして欲しい。	屋外での使用頻度が多いため、外履の汚れが目立つものもございますが、ウェスによる拭き取り等により、履き汚れを除去したものをお使いいただけるように対応してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	-
	現場用の靴のサイズの少ない物が増えて欲しい。	サイズ別の使用状況、在庫状況を随時確認し、使用頻度の多いサイズを中心に充足のないように配備してまいります。	-
	屋内外の高線量の箇所に、電光掲示板(熱量表示)を実施して欲しい。	免震重要棟1階の計測算出所では「熱量表示」の取付を行っています。是非ご活用いただきたいと思っております。 (放射線管理連絡会において協力企業の皆さまにお知らせさせていただきました。) また、高線量箇所という観点では、福島第一1～4号機周辺のサーベイマップをインターネットや免震重要棟に掲示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。	-
	内装被ばくの値が下がらない。	内装被ばく線量は、採取から50分間の線量を採取時に一度に放射線計測機で測定して評価します。従って、一度採取した場合、ある月の線量として50分間の線量が記録され、それ以降は累積線量として記録されますが、月々の線量としては記録されません。カリウム-40は減衰しません、セシウム-137は半減期110日程度で減衰します。従って、WBC受検後の線量、セシウム-137は半減期に従って測定値は下がっていきますが、カリウム-40は下がっていきません。セシウムが減衰した後は、減衰しないものと体内に存在するカリウム-40が線量となりますので、WBC測定線量はある一定の値からは下がりにくいです。測定線量はカリウム-40があることからは下がりにくいです。	-
	JリブレッジでもJ線用APDの買出しを実施して欲しい。	Jリブレッジの入退域管理施設は福島第一原子力発電所への移転に伴い、H25年6月に福島第一原子力発電所正門付近に新たな施設が設置されますので、この施設に必要な数のJリブレッジを配備する必要があります。それまでの間は現状の継続となりますが、理解ご協力をお願いいたします。	平成25年6月
	WBCを受けさせて欲しい。	福島第一構内作業員の場合、急時時と解除時の他に定期的(3ヶ月毎)にWBCを受検することになっております。構外作業員の場合は元請会社に依頼していただきたく思っております。	-
	現場・構内の線量体感を実施して欲しい。	現場・構内の除染については、作業員の被ばく低減、作業性の向上(作業マスクで作業できるエリアの拡大)、汚染防止を図るため、多くの作業員が被ばくするエリアを優先し、滞在時間や空間線量率に依り、段階的に除染してまいります。 今年度上期は、免震重要棟周辺のバス乗降場の被ばく低減に向けた作業を行い、空間線量率を約58%低減しました。 今年度下期は、正門警備員の被ばく低減に向けた作業を行います。	継続
	ドラム缶貯蔵庫の一階、地下一階の電気が付かないので復旧して欲しい。	固体廃棄物貯蔵庫についてはH25年度から復旧を行う予定であり、それに併せて電氣も復旧される予定です。 ご要望いただきました水処理設備制御室休憩所への照明器具設置については、照明器具の点検・点検を兼ねてまいります。	平成25年度
設備	休憩所が狭いため広くして欲しい	現在、免震重要棟前1階の休憩所の第1～3工区、第4工区、第5工区、第6工区、第7工区、第8工区、第9工区、第10工区、第11工区、第12工区、第13工区、第14工区、第15工区、第16工区、第17工区、第18工区、第19工区、第20工区、第21工区、第22工区、第23工区、第24工区、第25工区、第26工区、第27工区、第28工区、第29工区、第30工区、第31工区、第32工区、第33工区、第34工区、第35工区、第36工区、第37工区、第38工区、第39工区、第40工区、第41工区、第42工区、第43工区、第44工区、第45工区、第46工区、第47工区、第48工区、第49工区、第50工区、第51工区、第52工区、第53工区、第54工区、第55工区、第56工区、第57工区、第58工区、第59工区、第60工区、第61工区、第62工区、第63工区、第64工区、第65工区、第66工区、第67工区、第68工区、第69工区、第70工区、第71工区、第72工区、第73工区、第74工区、第75工区、第76工区、第77工区、第78工区、第79工区、第80工区、第81工区、第82工区、第83工区、第84工区、第85工区、第86工区、第87工区、第88工区、第89工区、第90工区、第91工区、第92工区、第93工区、第94工区、第95工区、第96工区、第97工区、第98工区、第99工区、第100工区、第101工区、第102工区、第103工区、第104工区、第105工区、第106工区、第107工区、第108工区、第109工区、第110工区、第111工区、第112工区、第113工区、第114工区、第115工区、第116工区、第117工区、第118工区、第119工区、第120工区、第121工区、第122工区、第123工区、第124工区、第125工区、第126工区、第127工区、第128工区、第129工区、第130工区、第131工区、第132工区、第133工区、第134工区、第135工区、第136工区、第137工区、第138工区、第139工区、第140工区、第141工区、第142工区、第143工区、第144工区、第145工区、第146工区、第147工区、第148工区、第149工区、第150工区、第151工区、第152工区、第153工区、第154工区、第155工区、第156工区、第157工区、第158工区、第159工区、第160工区、第161工区、第162工区、第163工区、第164工区、第165工区、第166工区、第167工区、第168工区、第169工区、第170工区、第171工区、第172工区、第173工区、第174工区、第175工区、第176工区、第177工区、第178工区、第179工区、第180工区、第181工区、第182工区、第183工区、第184工区、第185工区、第186工区、第187工区、第188工区、第189工区、第190工区、第191工区、第192工区、第193工区、第194工区、第195工区、第196工区、第197工区、第198工区、第199工区、第200工区、第201工区、第202工区、第203工区、第204工区、第205工区、第206工区、第207工区、第208工区、第209工区、第210工区、第211工区、第212工区、第213工区、第214工区、第215工区、第216工区、第217工区、第218工区、第219工区、第220工区、第221工区、第222工区、第223工区、第224工区、第225工区、第226工区、第227工区、第228工区、第229工区、第230工区、第231工区、第232工区、第233工区、第234工区、第235工区、第236工区、第237工区、第238工区、第239工区、第240工区、第241工区、第242工区、第243工区、第244工区、第245工区、第246工区、第247工区、第248工区、第249工区、第250工区、第251工区、第252工区、第253工区、第254工区、第255工区、第256工区、第257工区、第258工区、第259工区、第260工区、第261工区、第262工区、第263工区、第264工区、第265工区、第266工区、第267工区、第268工区、第269工区、第270工区、第271工区、第272工区、第273工区、第274工区、第275工区、第276工区、第277工区、第278工区、第279工区、第280工区、第281工区、第282工区、第283工区、第284工区、第285工区、第286工区、第287工区、第288工区、第289工区、第290工区、第291工区、第292工区、第293工区、第294工区、第295工区、第296工区、第297工区、第298工区、第299工区、第300工区、第301工区、第302工区、第303工区、第304工区、第305工区、第306工区、第307工区、第308工区、第309工区、第310工区、第311工区、第312工区、第313工区、第314工区、第315工区、第316工区、第317工区、第318工区、第319工区、第320工区、第321工区、第322工区、第323工区、第324工区、第325工区、第326工区、第327工区、第328工区、第329工区、第330工区、第331工区、第332工区、第333工区、第334工区、第335工区、第336工区、第337工区、第338工区、第339工区、第340工区、第341工区、第342工区、第343工区、第344工区、第345工区、第346工区、第347工区、第348工区、第349工区、第350工区、第351工区、第352工区、第353工区、第354工区、第355工区、第356工区、第357工区、第358工区、第359工区、第360工区、第361工区、第362工区、第363工区、第364工区、第365工区、第366工区、第367工区、第368工区、第369工区、第370工区、第371工区、第372工区、第373工区、第374工区、第375工区、第376工区、第377工区、第378工区、第379工区、第380工区、第381工区、第382工区、第383工区、第384工区、第385工区、第386工区、第387工区、第388工区、第389工区、第390工区、第391工区、第392工区、第393工区、第394工区、第395工区、第396工区、第397工区、第398工区、第399工区、第400工区、第401工区、第402工区、第403工区、第404工区、第405工区、第406工区、第407工区、第408工区、第409工区、第410工区、第411工区、第412工区、第413工区、第414工区、第415工区、第416工区、第417工区、第418工区、第419工区、第420工区、第421工区、第422工区、第423工区、第424工区、第425工区、第426工区、第427工区、第428工区、第429工区、第430工区、第431工区、第432工区、第433工区、第434工区、第435工区、第436工区、第437工区、第438工区、第439工区、第440工区、第441工区、第442工区、第443工区、第444工区、第445工区、第446工区、第447工区、第448工区、第449工区、第450工区、第451工区、第452工区、第453工区、第454工区、第455工区、第456工区、第457工区、第458工区、第459工区、第460工区、第461工区、第462工区、第463工区、第464工区、第465工区、第466工区、第467工区、第468工区、第469工区、第470工区、第471工区、第472工区、第473工区、第474工区、第475工区、第476工区、第477工区、第478工区、第479工区、第480工区、第481工区、第482工区、第483工区、第484工区、第485工区、第486工区、第487工区、第488工区、第489工区、第490工区、第491工区、第492工区、第493工区、第494工区、第495工区、第496工区、第497工区、第498工区、第499工区、第500工区、第501工区、第502工区、第503工区、第504工区、第505工区、第506工区、第507工区、第508工区、第509工区、第510工区、第511工区、第512工区、第513工区、第514工区、第515工区、第516工区、第517工区、第518工区、第519工区、第520工区、第521工区、第522工区、第523工区、第524工区、第525工区、第526工区、第527工区、第528工区、第529工区、第530工区、第531工区、第532工区、第533工区、第534工区、第535工区、第536工区、第537工区、第538工区、第539工区、第540工区、第541工区、第542工区、第543工区、第544工区、第545工区、第546工区、第547工区、第548工区、第549工区、第550工区、第551工区、第552工区、第553工区、第554工区、第555工区、第556工区、第557工区、第558工区、第559工区、第560工区、第561工区、第562工区、第563工区、第564工区、第565工区、第566工区、第567工区、第568工区、第569工区、第570工区、第571工区、第572工区、第573工区、第574工区、第575工区、第576工区、第577工区、第578工区、第579工区、第580工区、第581工区、第582工区、第583工区、第584工区、第585工区、第586工区、第587工区、第588工区、第589工区、第590工区、第591工区、第592工区、第593工区、第594工区、第595工区、第596工区、第597工区、第598工区、第599工区、第600工区、第601工区、第602工区、第603工区、第604工区、第605工区、第606工区、第607工区、第608工区、第609工区、第610工区、第611工区、第612工区、第613工区、第614工区、第615工区、第616工区、第617工区、第618工区、第619工区、第620工区、第621工区、第622工区、第623工区、第624工区、第625工区、第626工区、第627工区、第628工区、第629工区、第630工区、第631工区、第632工区、第633工区、第634工区、第635工区、第636工区、第637工区、第638工区、第639工区、第640工区、第641工区、第642工区、第643工区、第644工区、第645工区、第646工区、第647工区、第648工区、第649工区、第650工区、第651工区、第652工区、第653工区、第654工区、第655工区、第656工区、第657工区、第658工区、第659工区、第660工区、第661工区、第662工区、第663工区、第664工区、第665工区、第666工区、第667工区、第668工区、第669工区、第670工区、第671工区、第672工区、第673工区、第674工区、第675工区、第676工区、第677工区、第678工区、第679工区、第680工区、第681工区、第682工区、第683工区、第684工区、第685工区、第686工区、第687工区、第688工区、第689工区、第690工区、第691工区、第692工区、第693工区、第694工区、第695工区、第696工区、第697工区、第698工区、第699工区、第700工区、第701工区、第702工区、第703工区、第704工区、第705工区、第706工区、第707工区、第708工区、第709工区、第710工区、第711工区、第712工区、第713工区、第714工区、第715工区、第716工区、第717工区、第718工区、第719工区、第720工区、第721工区、第722工区、第723工区、第724工区、第725工区、第726工区、第727工区、第728工区、第729工区、第730工区、第731工区、第732工区、第733工区、第734工区、第735工区、第736工区、第737工区、第738工区、第739工区、第740工区、第741工区、第742工区、第743工区、第744工区、第745工区、第746工区、第747工区、第748工区、第749工区、第750工区、第751工区、第752工区、第753工区、第754工区、第755工区、第756工区、第757工区、第758工区、第759工区、第760工区、第761工区、第762工区、第763工区、第764工区、第765工区、第766工区、第767工区、第768工区、第769工区、第770工区、第771工区、第772工区、第773工区、第774工区、第775工区、第776工区、第777工区、第778工区、第779工区、第780工区、第781工区、第782工区、第783工区、第784工区、第785工区、第786工区、第787工区、第788工区、第789工区、第790工区、第791工区、第792工区、第793工区、第794工区、第795工区、第796工区、第797工区、第798工区、第799工区、第800工区、第801工区、第802工区、第803工区、第804工区、第805工区、第806工区、第807工区、第808工区、第809工区、第810工区、第811工区、第812工区、第813工区、第814工区、第815工区、第816工区、第817工区、第818工区、第819工区、第820工区、第821工区、第822工区、第823工区、第824工区、第825工区、第826工区、第827工区、第828工区、第829工区、第830工区、第831工区、第832工区、第833工区、第834工区、第835工区、第836工区、第837工区、第838工区、第839工区、第840工区、第841工区、第842工区、第843工区、第844工区、第845工区、第846工区、第847工区、第848工区、第849工区、第850工区、第851工区、第852工区、第853工区、第854工区、第855工区、第856工区、第857工区、第858工区、第859工区、第860工区、第861工区、第862工区、第863工区、第864工区、第865工区、第866工区、第867工区、第868工区、第869工区、第870工区、第871工区、第872工区、第873工区、第874工区、第875工区、第876工区、第877工区、第878工区、第879工区、第880工区、第881工区、第882工区、第883工区、第884工区、第885工区、第886工区、第887工区、第888工区、第889工区、第890工区、第891工区、第892工区、第893工区、第894工区、第895工区、第896工区、第897工区、第898工区、第899工区、第900工区、第901工区、第902工区、第903工区、第904工区、第905工区、第906工区、第907工区、第908工区、第909工区、第910工区、第911工区、第912工区、第913工区、第914工区、第915工区、第916工区、第917工区、第918工区、第919工区、第920工区、第921工区、第922工区、第923工区、第924工区、第925工区、第926工区、第927工区、第928工区、第929工区、第930工区、第931工区、第932工区、第933工区、第934工区、第935工区、第936工区、第937工区、第938工区、第939工区、第940工区、第941工区、第942工区、第943工区、第944工区、第945工区、第946工区、第947工区、第948工区、第949工区、第950工区、第951工区、第952工区、第953工区、第954工区、第955工区、第956工区、第957工区、第958工区、第959工区、第960工区、第961工区、第962工区、第963工区、第964工区、第965工区、第966工区、第967工区、第968工区、第969工区、第970工区、第971工区、第972工区、第973工区、第974工区、第975工区、第976工区、第977工区、第978工区、第979工区、第980工区、第981工区、第982工区、第983工区、第984工区、第985工区、第986工区、第987工区、第988工区、第989工区、第990工区、第991工区、第992工区、第993工区、第994工区、第995工区、第996工区、第997工区、第998工区、第999工区、第1000工区、第1001工区、第1002工区、第1003工区、第1004工区、第1005工区、第1006工区、第1007工区、第1008工区、第1009工区、第1010工区、第1011工区、第1012工区、第1013工区、第1014工区、第1015工区、第1016工区、第1017工区、第1018工区、第1019工区、第1020工区、第1021工区、第1022工区、第1023工区、第1024工区、第1025工区、第1026工区、第1027工区、第1028工区、第1029工区、第1030工区、第1031工区、第1032工区、第1033工区、第1034工区、第1035工区、第1036工区、第1037工区、第1038工区、第1039工区、第1040工区、第1041工区、第1042工区、第1043工区、第1044工区、第1045工区、第1046工区、第1047工区、第1048工区、第1049工区、第1050工区、第1051工区、第1052工区、第1053工区、第1054工区、第1055工区、第1056工区、第1057工区、第1058工区、第1059工区、第1060工区、第1061工区、第1062工区、第1063工区、第1064工区、第1065工区、第1066工区、第1067工区、第1068工区、第1069工区、第1070工区、第1071工区、第1072工区、第1073工区、第1074工区、第1075工区、第1076工区、第1077工区、第1078工区、第1079工区、第1080工区、第1081工区、第1082工区、第1083工区、第1084工区、第1085工区、第1086工区、第1087工区、第1088工区、第1089工区、第1090工区、第1091工区、第1092工区、第1093工区、第1094工区、第1095工区、第1096工区、第1097工区、第1098工区、第1099工区、第1100工区、第1101工区、第1102工区、第1103工区、第1104工区、第1105工区、第1106工区、第1107工区、第1108工区、第1109工区、第1110工区、第1111工区、第1112工区、第1113工区、第1114工区、第1115工区、第1116工区、第1117工区、第1118工区、第1119工区、第1120工区、第1121工区、第1122工区、第1123工区、第1124工区、第1125工区、第1126工区、第1127工区、第1128工区、第1129工区、第1130工区、第1131工区、第1132工区、第1133工区、第1134工区、第1135工区、第1136工区、第1137工区、第1138工区、第1139工区、第1140工区、第1141工区、第1142工区、第1143工区、第1144工区、第1145工区、第1146工区、第1147工区、第1148工区、第1149工区、第1150工区、第1151工区、第1152工区、第1153工区、第1154工区、第1155工区、第1156工区、第1157工区、第1158工区、第1159工区、第1160工区、第1161工区、第1162工区、第1163工区、第1164工区、第1165工区、第1166工区、第1167工区、第1168工区、第1169工区、第1170工区、第1171工区、第1172工区、第1173工区、第1174工区、第1175工区、第1176工区、第1177工区、第1178工区、第1179工区、第1180工区、第1181工区、第1182工区、第1183工区、第1184工区、第1185工区、第1186工区、第1187工区、第1188工区、第1189工区、第1190工区、第1191工区、第1192工区、第1193工区、第1194工区、第1195工区、第1196工区、第1197工区、第1198工区、第1199工区、第1200工区、第1201工区、第1202工区、第1203工区、第1204工区、第1205工区、第1206工区、第1207工区、第1208工区、第1209工区、第1210工区、第1211工区、第1212工区、第1213工区、第1214工区、第1215工区、第1216工区、第1217工区、第1218工区、第1219工区、第1220工区、第1221工区、第1222工区、第1223工区、第1224工区、第1225工区、第1226工区、第1227工区、第1228工区、第1229工区、第1230工区、第1231工区、第1232工区、第1233工区、第1234工区、第1235工区、第1236工区、第1237工区、第1238工区、第1239工区、第1240工区、第1241工区、第1242工区、第1243工区、第1244工区、第1245工区、第1246工区、第1247工区、第1248工区、第1249工区、第1250工区、第1251工区、第1252工区、第1253工区、第1254工区、第1255工区、第1256工区、第1257工区、第1258工区、第1259工区、第1260工区、第1261工区、第1262工区、第1263工区、第1264工区、第1265工区、第1266工区、第1267工区、第1268工区、第1269工区、第1270工区、第1271工区、第1272工区、第1273工区、第1274工区、第1275工区、第1276工区、第1277工区、第1278工区、第1279工区、第1280工区、第1281工区、第1282工区、第1283工区、第1284工区、第1285工区、第1286工区、第1287工区、第1288工区、第1289工区、第1290工区、第1291工区、第1292工区、第1293工区、第1294工区、第1295工区、第1296工区、第1297工区、第1298工区、第1299工区、第1300工区、第1301工区、第1302工区、第1303工区、第1304工区、第1305工区、第1306工区、第1307工区、第1308工区、第1309工区、第1310工区、第1311工区、第1312工区、第1313工区、第1314工区、第1315工区、第1316工区、第1317工区、第1318工区、第1319工区、第1320工区、第1321工区、第1322工区、第1323工区、第1324工区、第1325工区、第1326工区、第1327工区、第1328工区、第1329工区、第1330工区、第1331工区、第1332工区、第1333工区、第1334工区、第1335工区、第1336工区、第1337工区、第1338工区、第1339工区、第1340工区、第1341工区、第1342工区、第1343工区、第1344工区、第1345工区、第1346工区、第1347工区、第1348工区、第1349工区、第1350工区、第1351工区、第1352工区、第1353工区、第1354工区、第1355工区、第1356工区、第1357工区、第1358工区、第1359工区、第1360工区、第1361工区、第1362工区、第1363工区、第1364工区、第1365工区、第1366工区、第1367工区、第1368工区、第1369工区、第1370工区、第1371工区、第1372工区、第1373工区、第1374工区、第1375工区、第1376工区、第1377工区、第1378工区、第1379工区、第1380工区、第1381工区、第1382工区、第1383工区、第1384工区、第1385工区、第1386工区、第1387工区、第1388工区、第1389工区、第1390工区、第1391工区、第1392工区、第1393工区、第1394工区、第1395工区、第1396工区、第1397工区、第1398工区、第1399工区、第1400工区、第1401工区、第1402工区、第1403工区、第1404工区、第1405工区、第1406工区、第1407工区、第1408工区、第1409工区、第1410工区、第1411工区、第1412工区、第1413工区、第1414工区、第1415工区、第1416工区、第1417工区、第1418工区、第1419工区、第1420工区、第1421工区、第1422工区、第1423工区、第1424工区、第1425工区、第1426工区、第1427工区、第1428工区、第1429工区、第1430工区、第1431工区、第1432工区、第1433工区、第1434工区、第1435工区、第1436工区、第1437工区、第1438工区、第1439工区、第1440工区、第1441工区、第1442工区、第1443工区、第1444工区、第1445工区、第1446工区、第1447工区、第1448工区、第1449工区、第1450工区、第1451工区、第1452工区、第1453工区、第1454工区、第1455工区、第1456工区、第1457工区、第1458工区、第1459工区、第1460工区、第1461工区、第1462工区、第1463工区、第1464工区、第1465工区、第1466工区、第1467工区、第1468工区、第1469工区、第1470工区、第1471工区、第1472工区、第1473工区、第1474工区、第1475工区、第1476工区、第1477工区、第1478工区、第1479工区、第1480工区、第1481工区、第1482工区、第1483工区、第1484工区、第1485工区、第1486工区、第1487工区、第1488工区、第1489工区、第1490工区、第1491工区、第1492工区、第1493工区、第1494工区、第1495工	

改善要望事項・改善の方向性・実施時期

項目	改善要望事項・意見	改善の方向性	実施時期
健康	健康被害を心配する意見やそれに伴う補償に関する意見あり。	補償額が人権に与える影響等については、作業員の皆さまへの資料配付や健康相談窓口利用のご案内等、引き続き、放射線に対する不安を解消する機会を設けてまいります。 また、健康被害に対する補償等は、発症の経過等の事実関係を踏まえ、国等の関係機関とも連携をしながら対応してまいります。	継続
通勤時間	通勤時間が長いので改善して欲しい。	いただいたご意見を踏まえて元請企業各社と協力して改善に努めてまいります。	継続
補償	当社が実施している補償全般に関してご意見を頂いた。	「緊急特別事業計画」でお示した「動身・適切な賠償のための5つのお約束」を踏まえて、被害を受けられた皆さまにご連絡をおかけすることのないよう、賠償業務の改善を進めているところです。 今後につきましても、迅速かつ公正な賠償に向け、誠心誠意、取り組んでまいります。 個別のご相談につきましても、迅速かつ公正な賠償に向け、誠心誠意、取り組んでまいります。また、現場状況の変化や作業員の方々のご意見を踏まえ、ルールを改定する際には、周知方法や移行期間に配慮して対応してまいります。	継続
ルール	ルールが繁雑・変更が多いのでシンプルにルールにして欲しい ルールの周知方法や、移行までの期間を改善して欲しい。 作業員のモラルが低下しているので是正措置して欲しい	ご不便をお掛けし申し訳ございません。 ルールに関しては、できるだけシンプルになるよう、作業員の方々の利便性を踏まえ対応してまいります。 また、現場状況の変化や作業員の方々のご意見を踏まえ、ルールを改定する際には、周知方法や移行期間に配慮して対応してまいります。 いただいたご意見を踏まえて元請企業各社と協力して改善に努めてまいります。	継続
その他			継続
モラル	ルールを無視して行動している上司にルールを守って欲しいと相談したところ、差別的な扱いを受けているので是正措置して欲しい。	福島第一原子力発電所の復旧にあたる方が、労働条件に関するご相談等、会社の業務につき企業倫理上問題があると判断される行為について、ご相談いただける窓口を下記のとおり設置しています。お気軽にご相談下さい。 ■当社以外の第三者にご相談したい場合 福島第一原子力株式会社相談窓口 担当：鈴木 正勇 弁護士（濱田法律事務所） 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:30 ※相談者の許可がない限り、氏名及び連絡先等の相談者が特定される事項は、当社に対して告知しないことになっておりますので、ご安心下さい。 ■当社にご相談したい場合 担当：東電力総務部企業倫理グループ （受付時間：平日10:00～12:00、13:00～17:00）	継続

『就労実態に関するアンケート』結果および皆さまへのお知らせ

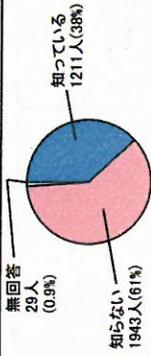
参考資料：現場掲示用（自由記載欄について
も併せて掲示しています）

このたび実施させていただきました『就労実態に関するアンケート』につきまして、皆さまには大変お忙しい中、格別の御協力をいただき、誠にありがとうございました。ご回答いただきました貴重なご意見を参考として、皆さまに安心して働いていただける環境作りに努めてまいります。

（実施時期） 平成24年9月20日
～平成24年10月18日
（ご回答率） 配布枚数 3974枚
ご回答数 3186枚
ご回答率 80.2%

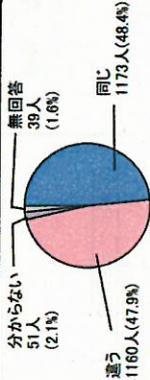
<概要> 『就労実態に関するアンケート』の結果と今後の取り組み

【問】東京電力では、専用電話による「労働条件・労働安全などに関する相談窓口」を設けていますが、ご存じですか？



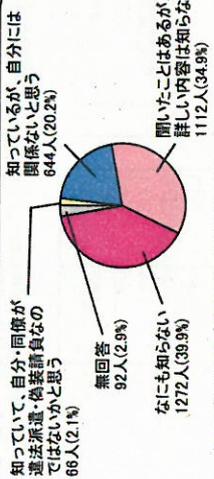
【結果】相談窓口があることを知らない方が6割を占めました

【問】『現場であなただに作業を指示している会社』と『あなたに給料を支給している会社』は同じですか？



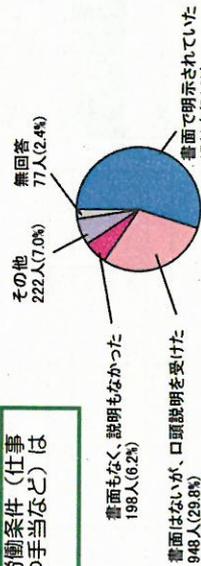
【結果】雇用主と作業の指示者が「違う」と回答された方が5割を占めました

【問】「違法派遣」や「偽装請負」について知っていることを教えてください



【結果】違法派遣や偽装請負について、知らない方が7割を占めました

【問】あなたが雇われる際、労働条件（仕事の内容、作業する場所、賃金や手当など）は明示されていましたか？



【結果】雇われる際に労働条件を正しく明示されなかった方が4割を占めました

相談窓口で皆さまのご相談をお受けします

- お知らせのポスターを見やすくします
- お知らせポスターの掲示場所を増やします

元請会社さまと共に、対策に取り組みます

- 元請会社さまに結果をお知らせして、労働法令遵守の強化を依頼します
- より効果的な対策を、元請会社さまと検討します

元請会社さまの取り組みについて、調査を実施します

- 違法派遣や偽装請負等、不適切な就労形態への元請会社さまの対策が、しっかりと行われているかの調査を実施します

違法派遣や偽装請負、雇用契約について、ご説明していきます

- わかりやすいパンフレット等を掲示します
- 講習会を実施します
～詳細は追ってお知らせいたします～

相談窓口の電話番号等は次(下)の紙に記載しています

- ★これらの取り組みを進めてまいります。是非各「相談窓口」にご相談下さい
- 困っていることがある
- 疑問に感じることがある
- 問題があると思うことがある
- 自分では解決できないことがある
- 個別に相談したいことがある
- 労働関係について質問がある

◆アンケート各項目の結果は以下のとおりとなります。結果をふまえた当社の取り組みとともに、皆さまへお知らせいたします。

アンケート項目・結果

問1. あなたは、労働条件や賃金、作業の安全等について誰かに相談したいことがありますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	ある	718	22.5
2	ない	2439	76.6
	無回答	29	0.9
	全体	3186	100.0

問1-1. (問1で「①ある」と答えた方にお聞きします) 誰に相談したいと思いますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	東京電力に相談したい	183	25.5
2	東京電力以外の窓口で相談したい	133	18.5
3	相談したいことはあるが、相談できない	218	30.4
4	その他	144	20.1
	無回答	40	5.6
	非該当	2468	
	全体	718	100.0

問2. 東京電力では、専用電話による「労働条件・労働安全などに関する相談窓口」を設けていますが、ご存じですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	知っている	1211	38.0
2	知らない	1943	61.0
	無回答	32	1.0
	全体	3186	100.0

結果の総括

- 相談窓口があることを知らない方が、60%以上いらっしゃいます
- 相談したいと回答された方が20%以上いらっしゃいます
- 相談したいと回答された方のうち、30%以上の方が、(なんらかの理由で) 相談できないと回答されています

皆さまへのお知らせ

- 当社では、皆さまの相談にお応えするため、次の各種相談窓口を設置しておりますので、是非ご利用下さい
- いずれの窓口も、ご本人さまのご了解がない限り、お名前を明らかにしての調査等を行いません
- 個人情報その他の秘密は厳に守られますので、ご安心下さい
- いずれの相談も“無料”で承ります
- Jウィレッジ掲示板などでお知らせをいたしておあります

※年末年始の対応につきましては、別途周知させていただきます

■労働条件等に関するご相談

担当：東京電力 資材部
実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されております。

■労働条件等に関するご相談や、業務運営上の不正など、会社の業務につき企業倫理上問題があると判断される行為に関するご相談

担当：鈴木正勇弁護士（濱田法律事務所）
実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されております。

特記事項：氏名、連絡先及び所属を明示いただけますが、ご本人さまの了解がない限り、これらの情報は東京電力には告知いたしません

■個人線量計 (APD) の不正使用等に関するご相談

担当：東京電力 原子力・立地業務部/原子力運営管理部
実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されております。

■東電および東電グループ会社の業務運営や仕事の進め方等について企業倫理上問題があると思われるご相談

担当：東京電力 総務部企業倫理G
実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されております。

●行政の窓口も是非ご利用ください

平日

福島労働局総合労働相談コーナー

- 電話：024-536-4600
受付時間：[平日] 9:00~16:00
- ・解雇、賃金不払い等の労働条件に関する相談
 - ・労災保険に関する相談
 - ・賃金、退職金などについての相談
 - ・職場の安全衛生、健康管理に関する相談

平日17時以降

土曜日

労働時間等相談センター

- 一般電話用：0120-08-1744 ※携帯電話からは利用できません
携帯電話用：0570-08-1744 ※電話料金がかかります
受付時間：[平日] 14:00~20:00
[土曜] 13:00~18:00

問3. あなたの職種を教えてください

No.	カテゴリ名	n	%
1	管理員	719	22.6
2	作業員	2423	76.1
	無回答	44	1.4
	全体	3186	100.0

問3-1. (問3で②作業員)と答えただ方にお聞きします)

『現場で、あなたに作業を指示している会社』と『あなたに給料を支給している会社』は同じですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	同じ	1173	48.4
2	違う	1160	47.9
3	分からない	51	2.1
	無回答	39	1.6
	非該当	763	
	全体	2423	100.0

問3-2. (問3で②作業員)と答えただ方にお聞きします)

あなた (仮にA社の社員とします。)は、次のようなことを言われたり、強要されたことがありますか？ (複数回答可)

No.	カテゴリ名	n	%
1	東電や元請から聞かれたらB社の社員だと言え	70	2.9
2	東電や元請に提出する書類には所属をB社と書け	125	5.2
3	現場に行ったらB社の監督の指示とおりに動け	158	6.5
4	①~③のいずれでもない	1967	81.2
	無回答	182	7.5
	非該当	763	
	全体	2423	100.0

問4. 「違法派遣」や「偽装請負」について知っていることを教えてください。

No.	カテゴリ名	n	%
1	知っているが、同僚が違法派遣、偽装請負ではないかと思う	66	2.1
2	知っているが、自分には関係ないと思う	644	20.2
3	聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	1112	34.9
4	なにも知らない	1272	39.9
	無回答	92	2.9
	全体	3186	100.0

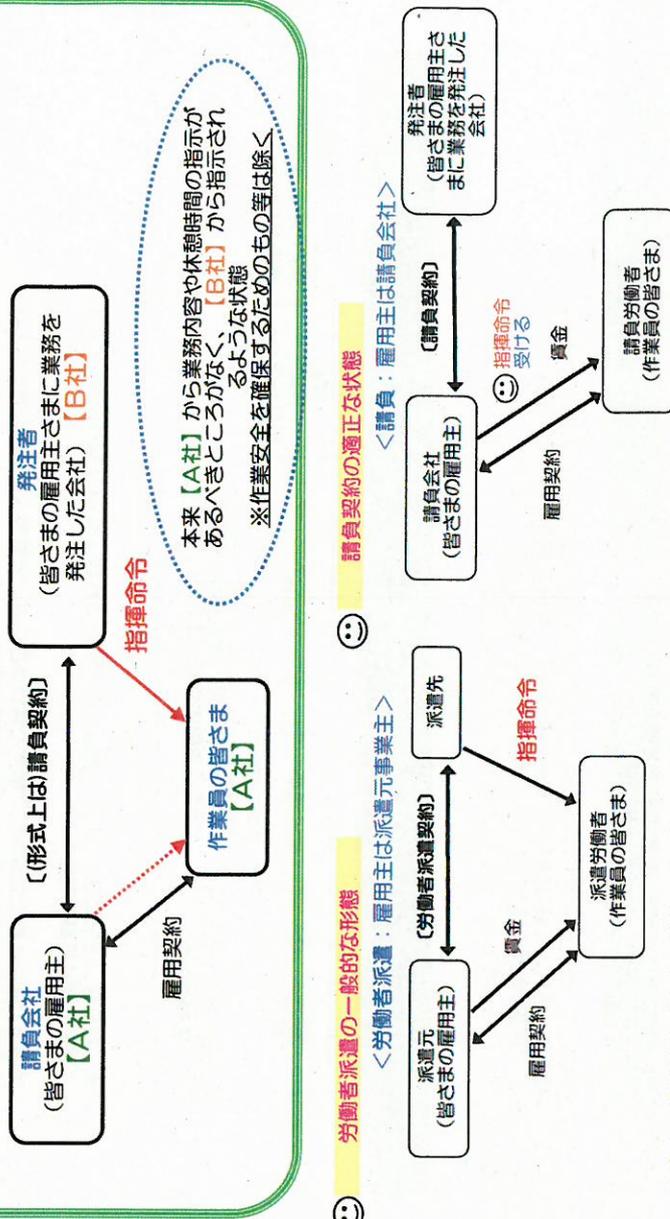
※自分または会社の同僚が違法派遣や偽装請負ではないかと思う理由については、以下のようなご回答がありました
 →元請から直接作業を指示される
 →間に会社が入りつつも入っていない、白紙書類を書かされた

- 作業員のうち半数近く(1160人)が「現場であなたに作業を指示している会社」と「あなたに給料を支給している会社」が違うと回答されています
- 作業員の皆さまのうち、274人の方(11%)が、違法派遣や偽装請負が疑われるような状況を指示されたことがあると回答されています
- 作業員の皆さまのうち、約75%にあたる方が、「違法派遣」や「偽装請負」について、詳しい内容はご存じない、または全くご存じないとのことでした

皆さまへのお知らせ

- 作業員の皆さまが、違法派遣や偽装請負に巻き込まれ、不利益をこうむることのないよう、ご注意ください。
- もし違法派遣や偽装請負にあたると思われるもの、雇用会社さまとの間で解決が困難な場合、上記の相談窓口にご相談下さい

このような場合は偽装請負とみなされますので、ご注意ください



アンケート項目・結果

問5. あなたが雇われる際、労働条件（仕事の内容、作業する場所、作業する場所、賃金や手当など）は明示されていましたか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	書面で明示されていた	1741	54.6
2	書面はないが、口頭説明を受けた	948	29.8
3	書面もなく、説明もなかった	198	6.2
4	その他	222	7.0
	無回答	77	2.4
	全体	3186	100.0

問5-1. 「問5で①書面で明示されていた」と又は②口頭説明を受けた」と答えた方にお聞きします

あなたの現在の労働実態は、雇われる際の労働条件と同じですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	同じ、又は、だいたい同じ	2233	83.0
2	ときどき違うことがある（←下記★へ）	248	9.2
3	違うことが多い（←下記★へ）	88	3.3
	無回答	120	4.5
	非該当	497	
	全体	2689	100.0

★ ときどき違うことがある

→違う内容（複数回答可）

No.	カテゴリ名	n	%
1	賃金	108	43.5
2	作業内容	92	37.1
3	作業場所	55	22.2
4	その他	32	12.9
	無回答	55	22.2
	非該当	2938	
	全体	248	100.0

★ 違うことが多い

→違う内容（複数回答可）

No.	カテゴリ名	n	%
1	賃金	48	54.5
2	作業内容	33	37.5
3	作業場所	22	25.0
4	その他	18	20.5
	無回答	17	19.3
	非該当	3098	
	全体	88	100.0

結果の総括

- 約35%、1100人を超える方が、労働条件について、書面での明示がなかったと回答されています
- 約200人の方が、労働条件について書面も口頭での説明もなかったと回答されています
- 書面または口頭で説明を受けた方のうち、300人以上の方が、現在の労働条件と、雇用時に受けた説明が「ときどき違うことがある」「違うことが多い」と回答されています

皆さまへのお知らせ

- 雇用契約を結ぶ際には、書面で明示されなくてはならない労働条件が、法令で定められています
- 以下の内容が書面で示され、ご自身が確認・納得したうえで、雇用の契約を結んで下さい
- 契約した内容と、実際の条件が違えば、雇用主の方に申し出て下さい
- ご自身の解決が難しい場合には、上記の相談窓口には、是非ご相談下さい

<労働契約の締結の際、必ず明示しなければいけない事項（絶対的明示事項）>



★これらは、法令で定められた“書面で必ず明示されなければいけない事項”です（昇給に関する事項を除く）

★書面で明示された労働条件が事実と違う場合には、労働者（作業員の皆さま）は、即時に、労働契約を解除することができます

アンケート項目・結果

問6. あなたの賞金は震災以降変わりましたか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	増えた	813	25.5
2	変わらない	1533	48.1
3	減った	750	23.5
4	無回答	90	2.8
5	全体	3186	100.0

問7. あなたの賞金は、時給にするといくらですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	時給645円未満	36	1.1
2	時給645円以上658円未満	31	1.0
3	時給658円以上837円未満	90	2.8
4	時給837円以上	2287	71.8
5	分からない	676	21.2
6	無回答	66	2.1
7	全体	3186	100.0

【賞金等】について、賞金と特別手当

問8. 現在のあなたの賞金には、福島第一原子力発電所での作業に対する特別手当（経費の高さや特別な装備等に対する手当等）*1が加算されていますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	加算されている	1630	51
2	加算されていない	1023	32
3	加算されているかわからない	474	15
4	無回答	59	2
5	全体	3186	100

*1:震災以前から管理区域内での作業については、作業環境や作業条件を考慮した工事費で契約されていたため、アンケートではこの考慮分を「特別手当」と記載しました
この作業環境や作業条件を考慮した費用の支払いは、各社によって異なります。必ずしも「別手当」として作業員の皆さまにお支払いされているとは限りません

問8-1. (問8で①加算されている>と答えた方にお聞きします) 何パーセント程度割増されていますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	1~20%増	555	34.0
2	21~40%増	200	12.3
3	41~60%増	90	5.5
4	61~80%増	33	2.0
5	81~100%増	51	3.1
6	101~150%増	19	1.2
7	151~200%増	39	2.4
8	201%以上	44	2.7
9	分からない	425	26.1
10	答えたくない	135	8.3
11	無回答	39	2.4
12	非該当	1556	
13	全体	1630	100.0

皆さまへのお知らせ

- 支払われた賞金や手当が、約束された（契約した）内容と違っていないか、しっかりと確認して下さい
- 約束した内容と、実際の賞金や手当が違う場合には、雇用主の方に申し出をして下さい
- 約束との違いを、雇用主の方にきちんと主張するためにも、賞金などは雇用契約時に書面での提示を受けて下さい
- ご自身での解決が難しい場合には、上記の相談窓口是非ご相談下さい。

アンケート項目・結果

問9. 震災当時にお住まいの地域はどこですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	浜通り	2024	63.5
2	浜通り以外の福島県内	151	4.7
3	福島県外	964	30.3
4	無回答	47	1.5
5	全体	3186	100.0

問10. 震災当時の就労先について教えてください。

No.	カテゴリ名	n	%
1	福島第一原子力発電所	1451	45.5
2	福島第二原子力発電所	182	5.7
3	柏崎刈羽原子力発電所	106	3.3
4	東京電力以外の原子力発電所	266	8.3
5	原子力発電所以外	996	31.3
6	無回答	185	5.8
7	全体	3186	100.0

【自身】について

問11. あなたが働かれている会社はどこですか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	アクトホーク又は、その協力企業	503	15.8
2	建設会社又は、その協力企業	605	19.0
3	東京電力グループ会社又は、その協力企業	990	31.1
4	上記①~③以外の会社	997	31.3
5	分からない	31	1.0
6	無回答	60	1.9
7	全体	3186	100.0

問12. あなたが働かれている会社は、東京電力と契約している元請会社から数えて何社目（回次下請会社）にありますか？

No.	カテゴリ名	n	%
1	1~4社目	2816	88.4
2	5~8社目	104	3.3
3	9社目以上	4	0.1
4	分からない	173	5.4
5	無回答	89	2.8
6	全体	3186	100.0

問13. あなたの、これまでの主な作業内容を教えてください（複数回答可）

No.	カテゴリ名	n	%
1	事務、放射線管理	631	19.8
2	冷却設備運転管理	38	1.2
3	水処理設備運転管理	300	9.4
4	電気通信設備運転管理	93	2.9
5	それ以外の設備保守・管理	448	14.1
6	設備の居付工事や設置	665	20.9
7	原子炉建屋内作業	495	15.5
8	建物内除染	159	5.0
9	建物外除染	140	4.4
10	土木・建築工事	722	22.7
11	かねき撤去・保管	247	7.8
12	その他	483	15.2
13	無回答	100	3.1
14	全体	3186	100.0

